

令和3年度 福島県立福島高等学校 前期選抜募集要項

1 実施学科

全日制の課程 普通科

2 通学区域

- (1) 「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 東日本大震災により、住民票を移さずに避難している場合においては、平成23年3月11日の時点で保護者（保護者に代わり志願者を監督、保護する身元引受人を含む。以下同じ。）が本校の通学区域となる市町村に住民登録をしていたか、または出願時に保護者が本校の通学区域となる市町村に居住していれば、本校への出願を認める。その場合には、学区内の志願者として取り扱う。

3 募集定員

- (1) 特色選抜
募集定員280名の5%程度とする。
- (2) 一般選抜
募集定員280名から特色選抜の合格者数を除いた数とする。

4 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者とする。
ただし、連携型選抜に出願する者は特色選抜に出願することはできない。
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
 - ② 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 下記の「**志願してほしい生徒**」を踏まえ、本校を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

志願してほしい生徒
本校は、梅章のおしえ「清らかであれ、勉励せよ、世のためたれ」を教育の基本におき、高い理想と豊かな徳性を備え、広く深い知性と健やかな心身を持つ有為な人材を育成することを教育目標としている。特に、本校は文部科学省スーパーサイエンスハイスクールに指定されており、世界で活躍する人材育成を目指している。

このことを踏まえ、本校の特色選抜においては、以下の要件①～④のすべてを満たす生徒の出願を求める。

- ① 主体的自律的な学習態度を備え、中学校の教科の学習において優秀な成績を収めた生徒。
- ② 「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」（文部科学省 平成30年3月）で、A2レベル以上の英語試験の成績を有すること。（例）実用英語技能検定スコア1700点以上。
- ③ 中学時代に校内外を問わず積極的に諸活動で中心となって活動した顕著な実績を有し、本校の諸活動に主体的に取り組もうとする明確で強い意思を持つ生徒。
- ④ より高度な学習に挑戦して上級学校に進学し、高い専門性を身につけ、様々な分野においてリーダーとなり社会に貢献する意欲と実行力を持つ生徒。

今年度に関しては新型コロナウイルスの感染症対応により、要件②に代えて次の要件⑤でも可とする。

- ⑤ 中学3年次に受験予定であった検定試験を受験できなかったことにより要件②を満たすことができていないが、要件②と同等の英語能力を有する生徒。

5 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

6 併願の取扱い

志願者は本校のみの受験に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。

7 出願期間

- (1) 令和3年2月4日（木）から2月9日（火）までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、414円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封の上、速達・書留として送付することとし、令和3年2月9日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
- ① 入学願書（県教育委員会が作成した用紙）
入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除する場合がある。
特色選抜で4(2)②の要件に該当する場合、調査書には「特色選抜志願理由書」の英語試験成績記入欄の内容を、証明書で必ず確認の上、明記すること。
 - ③ 特色選抜志願理由書
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - ④ 受験票用紙（県教育委員会が作成した用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会が作成した用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- (2) 中学校卒業後及び卒業見込の者で、「2 通学区域の(2)」に該当する者
本校に問い合わせる。
- (3) 上記(1)以外の者
「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「1 出願」の「8 出願に必要な書類」の(2)（3ページ参照）に定めるところによる。
- (4) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（別記様式共通4号の1）を添付する。

9 自己申告書の提出

中学校において、不登校による欠席日数又は保健室等登校の日数が1年間で30日以上ある場合、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書を出願に際して本校校長に提出できる。（30日未満であっても希望する者は提出できる。）

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。
郵送の場合には、2月17日（水）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

10 県外等からの出願

- (1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取り扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- (2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記8に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。
 - ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。
 - ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- (3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記8に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

11 願 書 受 付

- (1) 出願書類を受け付けたときは、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。
志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- (2) 志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消す場合がある。
 - ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

12 出 願 先 変 更

令和3年2月10日（水）から2月15日（月）までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

ただし、詳細は「令和3年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「1 出願」の「12 出願先変更」(1)～(5)（5ページ参照）に定めるところによる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

13 出 願 の 取 消 し

(1) 中学校卒業後及び卒業見込みの者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（別記様式共通7号）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

(2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（別記様式共通7号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(3) 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

14 選 抜 方 法 ・ 選 抜 資 料

(1) 特色選抜

① 選抜方法

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、総合的に判定し選抜する。

② 選抜資料

ア 学力検査

5教科とする。250点満点とする。

学力検査……	国	語	（ 9：00～ 9：50）
	数	学	（10：10～11：00）
	外国語（英語）		（11：20～12：10）
	理	科	（13：10～14：00）
	社	会	（14：20～15：10）

イ 特色選抜志願理由書

本校の「志願してほしい生徒」を踏まえ、本校への志願動機、入学後の抱負、進路希望や将来の夢、中学校の部活動や研究活動等の実績について本人が記入する。

ウ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

エ 特色面接

個人面接を実施し、段階評価する。

(2) 一般選抜

① 選抜方法

学力検査の成績、調査書の審査結果を資料として、総合的に判定し選抜する。

② 選抜資料

ア 学力検査

5教科とする。250点満点とする。

学力検査……	国	語	（ 9：00～ 9：50）
	数	学	（10：10～11：00）
	外国語（英語）		（11：20～12：10）
	理	科	（13：10～14：00）
	社	会	（14：20～15：10）

イ 調査書

「各教科の学習の記録」の評定については、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計に音楽、美術、保健体育、技術・家庭の第1学年から第3学年の評定の合計をさらに加えて、195点満点とする。「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

15 学 力 検 査 ・ 特 色 面 接 の 日 時 及 び 会 場

(1) 特色選抜

① 学力検査 ア 日 時 令和3年3月3日（水）午前9時00分～午後3時10分

〔受 付〕午前8時15分～午前8時30分

イ 会 場 福島県立福島高等学校

ウ 持参物 受験票、上履き、下足袋、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（各辺の長さの比が印字された三角定規、直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等については持込み不可）

② 特色面接 ア 日 時 令和3年3月4日（木）〔開始時刻〕午前9時00分

- 〔受 付〕 午前8時15分～午前8時30分
- イ 会 場 福島県立福島高等学校
- ウ 持参物 受験票、上履き、下足袋、昼食、筆記用具
- (2) 一般選抜
- 学力検査 ア 日 時 令和3年3月3日(水) 午前9時00分～午後3時10分
- 〔受 付〕 午前8時15分～午前8時30分
- イ 会 場 福島県立福島高等学校
- ウ 持参物 受験票、上履き、下足袋、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(各辺の長さの比が印字された三角定規、直線の定規で折りたたむと分度器になるもの等については持込み不可)

16 合格者発表

- (1) 令和3年3月15日(月) 正午以降に、本校において発表する。
- (2) 合格者に対し、合格通知書を交付する。
- (3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

17 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者(※)とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

追検査等の実施については、当該受験者が欠席した選抜を実施し、当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

※ ここでいう「新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者」の範囲については、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第4 その他」の「1 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置」の「3 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について」(16ページ参照)に定めるところによる。

- (1) 日 時 令和3年3月10日(水) 学力検査：午前9時00分～午後2時45分
特色面接：学力検査終了後、午後5時頃まで

- (2) 会 場 福島県立福島高等学校

- (3) 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査等の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患後追検査等受験願(別記様式共通14号)に医師の診断書を添付し、3月5日午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学(出身)中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされ欠席した者の追検査等の受験の手続きについては、「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第4 その他」の「1 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置」の「3 新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者への対応について」(16ページ参照)に定めるところによる。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証(別記様式共通15号)を交付する。

- (4) 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

- (5) 追検査等の内容について

上記15(1)または2の内容とする。ただし、学力検査の時間については「令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に示された「第2 前期選抜」の「3 入学者選抜」の「3 追検査等の実施」(1)(10ページ参照)に定めるところによる。

- (6) その他

3月3日の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者(ただし、新型コロナウイルス感染症に係り特別な措置が必要とされる者を除く。)の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査(学力検査)を受験できない。

(参考) 来年度、入部者を募集する部活動は次のとおりです。

野球部(男子) 陸上競技部(男子・女子) テニス部(男子・女子) ソフトテニス部(男子・女子) バスケットボール部(男子・女子) 山岳部(男子・女子) 剣道部(男子・女子) 卓球部(男子・女子) サッカー部(男子) バレーボール部(男子・女子) ラグビー部(男子) アーチェリー部(男子・女子) 弓道部(男子・女子) バドミントン部(男子・女子) ソフトボール部(男子) ハンドボール部(男子) 美術部(男子・女子) 合唱部(男子・女子) 管弦楽部(男子・女子) 写真部(男子・女子) ジャズ研究部(男子・女子) 将棋部(男子・女子) 囲碁部(男子・女子) 書道部(男子・女子) 応援団・チアリーダー部(男子・女子) 梅章委員会(新聞部)(男子・女子) スーパーサイエンス部(男子・女子)

===== 出願先 =====

〒960-8002

福島市森合町5番72号

福島県立福島高等学校

電話024(535)2391